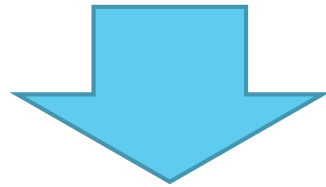


# 他制度掛金相当額の導入を踏まえた DC数理実務基準・ガイダンスの制定及び DB数理実務基準・ガイダンスの改定

財政運営実務基準委員会 委員長 徳永祥三

# 制定・改定の趣旨

- ▶ 2024年12月以降、DCの拠出限度額は同時加入する他制度（DB等）の給付水準に応じて決定
- ▶ これを掛金換算したものとして「他制度掛金相当額」の概念が導入
- ▶ 他制度掛金相当額は標準掛金と同様の手法で算定、年金数理人の確認も必要



従前からのDB財政運営に加え、DC制度で必要になる他制度掛金相当額の算定にも年金数理人が関与

# 制定・改定した実務基準・ガイダンス

- ▶ 確定拠出年金に関する数理実務基準
  - ▶ 確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス
  - ▶ 確定給付企業年金に関する数理実務基準
  - ▶ 確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス
- 制定
- 改定

# DC実務基準の内容（導入部分）

- ▶ 実務基準の位置づけ
  - ▶ 以下の業務を行う場合に、会員が順守すべきもの
- ▶ 対象とする業務の定義
  - ▶ 確定給付企業年金の加入者に関する確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務
  - ▶ 他制度掛金相当額の算定にかかる確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

# DC実務基準の内容（導入部分）

## ▶ 前提とする法令の定義

- ▶ 確定給付企業年金法
- ▶ 確定給付企業年金法施行令
- ▶ 確定給付企業年金法施行規則
- ▶ 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率
- ▶ 確定給付企業年金制度について
- ▶ 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について
- ▶ 確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて
- ▶ 確定拠出年金法
- ▶ 確定拠出年金法施行令
- ▶ 確定拠出年金法施行規則
- ▶ 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令
- ▶ 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について

# DC実務基準の内容（本文）

- ▶ 1. 目的
- ▶ 2. 行動規範との関係
- ▶ 3. 優先順位
- ▶ 4. 専門能力
- ▶ 5. 責任の所在
- ▶ 6. 関連資料の入手
- ▶ 7. 個人データの入手
- ▶ 8. 基礎率の確定
- ▶ 9. 基礎率に関する助言
- ▶ 10. 近似、省略など
- ▶ 11. 報告

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 1. 目的

- ▶ 本実務基準の目的は、会員が遵守すべき実務基準を設けることによって、本専門業務によって提供される情報を、その利用者が信頼しうるものとなることを目指すことである。
- ▶ そのため、本実務基準は、事業主等、その他の関係者が参照できるように、一般に公開する。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 2. 行動規範との関係

- ▶ 本実務基準は、会員が本専門業務を行う場合において、本会が定める行動規範で会員が適切な実務基準に従って業務を遂行しなければならないとされている実務基準に該当する。



# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 3. 優先順位

- ▶ 確定給付企業年金法令等と本実務基準が矛盾する場合は、確定給付企業年金法令等が優先する。また、その他の法令通知と本実務基準が矛盾する場合も、その他の法令通知が優先する。
- ▶ （注）例えば、確定給付企業年金法令等に改正があり、当該改正を織り込むための本実務基準の改定が行われるまでの間に、当該改正に沿って本専門業務を行う場合においては、当該改正の内容が優先する。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 4. 専門能力

- ▶ 会員は、本専門業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、それを引き受ける専門能力を有していると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。
- ▶ この専門能力には、最新の確定給付企業年金法令等、それに関連するその他の法令、通知、並びに、本会が公表する「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の理解が含まれる。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 5. 責任の所在

- ▶ 適正な年金数理に基づいて、確定給付企業年金の加入者に関する確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定を行うことの最終的な責任は事業主等にあると解釈されることとされているが、本専門業務を行うにあたり、本専門業務を行う責任は会員にある。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 6. 関連資料の入手

- ▶ 会員は、必要に応じて関連する資料（例えば、対象となる確定給付企業年金規約、確定給付企業年金規約で引用する諸規程が含まれる。また、制度変更を考慮する場合は、当該制度変更を確認するための資料が含まれる。）を原則として事業主等から入手する。その内容について疑問がある場合には、原則として事業主等に確認する。
- ▶ （注）例えば、会員が所属する法人等が管理する資料を本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該資料を管理する法人等を事業主等を含める。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 7. 個人データの入手

- ▶ 会員は、本専門業務において用いる個人データを、原則として事業主等から入手する。
- ▶ 会員は、個人データによっては、本専門業務によって得られる情報の信頼度が著しく低下する恐れがあることを踏まえ、必要となる個人データの内容について事業主等に分かりやすく説明する。
- ▶ 会員は、入手した個人データについて疑問がある場合には、原則として事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。
- ▶ 個人データの信頼性に重大な疑問がある場合には、報告書にその旨を記載する。
- ▶ 本専門業務で使用した個人データは、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。
- ▶ （注）例えば、会員が所属する法人等が管理する個人データを基にして作成した個人データを本専門業務に用いる場合がある。この場合、会員は、本項の適用において、当該個人データを管理する法人等を事業主等を含める。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 8. 基礎率の確定

- ▶ 会員は、本専門業務において確定給付企業年金の標準掛金の計算に用いていない基礎率を用いる場合、必要に応じて「9. 基礎率に関する助言」に掲げる助言を行ったうえで、本専門業務において用いる基礎率を確定することを事業主等に求める。事業主等が確定した基礎率について疑問がある場合には事業主等に確認し、疑問が解消されるように努める。
- ▶ 事業主等が確定した基礎率が、適正な年金数理に基づいていないと判断される場合には、会員は、事業主等に対し注意を喚起し、報告書にその旨を記載する。
- ▶ 本専門業務で使用した基礎率は、必要に応じてそれが特定できる程度に報告書に記載する。
- ▶ （注）基礎率には、確定給付企業年金の標準掛金の計算に用いた基礎率の他に、確定給付企業年金の標準掛金の計算に用いていない基礎率（例、加入年齢方式における加入時給与）も含まれる。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 9. 基礎率に関する助言

- ▶ 会員は、本専門業務において用いる基礎率のうち、確定給付企業年金の標準掛金の計算に用いていない基礎率を事業主等が確定することに資するために、必要に応じて次を行う。
- ▶ ①当該基礎率の特性及び、その変動による他制度掛金相当額への影響について助言する。
- ▶ ②適正な年金数理に基づくと判断される当該基礎率、及びその設定方法を提示する。会員が提示するべき当該基礎率の設定方法は、合理的な理由がある場合を除き、継続して用いる。過去に採用された方法が適正であるかどうかは環境の変化によって変化する可能性があるため、会員は、本専門業務に関連する環境の変化の把握、及び、最新の研究成果や調査報告等の情報の取得に努める。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 10．近似、省略など

- ▶ 会員は、近似、省略などに基づく算定を行う場合には、その妥当性を考慮する。
- ▶ 近似、省略などに関して重要な事項がある場合には、会員は、その内容を報告書に記載する。
- ▶ 事業主等が、近似、省略などに基づく算定を行う場合には、会員は、依頼に応じて、その方法の特性について助言する。



# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 1 1. 報告

### ▶ ①事業主等が行う確定給付企業年金の加入者に関する確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務

- ▶ 会員は、本専門業務によって得られた情報を、計算基準日、及び、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するものとともに、報告書に記載して報告する。必要がある場合は自己の名前及び定款第5条第1項に定める区分を記載する。その際、対象とした確定給付企業年金、前各項で報告書への記載が求められる事項のうち該当するもの、及び、その他の重要な事項のうち、事業主等からの依頼に基づくものについて、必要に応じてその旨を記載する。
- ▶ これらの事業主等からの依頼の内容に基づくことにより、本専門業務によって適正な年金数理に基づく情報が得られないおそれがあると判断される場合には、会員は、報告書にその旨を記載する。
- ▶ 「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」において本会が適正な年金数理に基づいていると考えるとされている取扱いから逸脱する取扱いを採用する場合には、その事実及び根拠を報告書に記載する。

# DC実務基準の内容（本文）

## ▶ 1 1. 報告（つづき）

### ▶ ②本専門業務のうち、他制度掛金相当額の算定にかかる確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

- ▶ 会員（確定給付企業年金法施行規則第116条の2第2項に定める「年金数理人名簿」に掲載されている者に限る。）は、確定給付企業年金法第97条第1項に定める「厚生労働大臣に提出する年金数理に関する業務に係る書類であって厚生労働省令で定めるもの」（以下、「厚生労働大臣に提出する書類」という。）が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認した場合、その旨を記載し、記名した確認書により報告する。
- ▶ 会員は、適正な年金数理に基づいていると判断されない場合には、厚生労働大臣に提出する書類に、適正な年金数理に基づいていると判断されない箇所を明記することなくして、記名してはならない。

# DC実務ガイドンスの内容（導入部分）

- ▶ 実務ガイドンスの位置づけ
  - ▶ 以下の業務を行う場合に、参考になる数理的な実務を説明する教育的資料
- ▶ 対象とする業務の定義（実務基準と同様）
  - ▶ 確定給付企業年金の加入者に関する確定拠出年金法施行令第11条第2号に定める他制度掛金相当額の算定にかかる数理計算業務
  - ▶ 他制度掛金相当額の算定にかかる確定給付企業年金法第97条第1項に定める確認及び記名

# DC実務ガイドンスの内容（導入部分）

- ▶ 前提とする法令の定義（実務基準と同様）
  - ▶ 確定給付企業年金法
  - ▶ 確定給付企業年金法施行令
  - ▶ 確定給付企業年金法施行規則
  - ▶ 確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率
  - ▶ 確定給付企業年金制度について
  - ▶ 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について
  - ▶ 確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて
  - ▶ 確定拠出年金法
  - ▶ 確定拠出年金法施行令
  - ▶ 確定拠出年金法施行規則
  - ▶ 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令
  - ▶ 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法 冒頭部分

### ▶ 算定省令・算定通知との関係

- ▶ 算定省令・算定通知：他制度掛金相当額の算定時に基づくべきルール
- ▶ ガイダンス：それらに加えて参考となる例示等  
※基本的に、算定省令第3条の算定方法（原則的な方法）に対応したものを記載

(参考) DCガイダンス抜粋

#### 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

他制度掛金相当額は算定省令及び算定通知に基づいて算定することとされているが、詳細な取扱いにあたり、それらに加えて参考となる例示等を以下に記載する。

本節は、特に記載のある場合を除き、算定省令第3条に基づく方法で他制度掛金相当額を算定する場合についての内容を記載している。

# (参考) 算定省令・算定通知のポイント

- ▶ 算定省令・算定通知の記載事項の一例
  - ▶ 標準掛金と同一の基礎率に基づいて算定
  - ▶ 財政方式ごとに所定の算式（下記）により算定
  - ▶ 給付区分ごとに算定
  - ▶ 加入者負担掛金相当分は除外して算定 . . . 等

加入年齢方式

$$\text{他制度掛金相当額} = \frac{\text{標準的な加入者の通常予測給付現価}}{\text{標準的な加入者の人数現価}}$$

開放基金方式

$$\text{他制度掛金相当額} = \frac{\text{現在加入者の将来期間に係る通常予測給付現価} + \text{将来加入者の通常予測給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価} + \text{将来加入者の人数現価}}$$

閉鎖型総合保険料方式

$$\text{他制度掛金相当額} = \frac{\text{現在加入者の将来期間に係る通常予測給付現価}}{\text{現在加入者の人数現価}}$$

# DC実務ガイドンスの内容

## ▶ 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

- ▶ 1. 加入年齢方式を採用しているが、異なる基礎率等を設定している加入者の集団で加重平均して1つの標準掛金を設定している場合の取扱い
- ▶ 2. 加入時給与の設定方法
- ▶ 3. 閉鎖型総合保険料方式を財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法
- ▶ 4. 加入者負担掛金がある場合の取扱い
- ▶ 5. 掛金の拠出対象でない加入者の取扱い
- ▶ 6. その他の事項

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

1. 加入年齢方式を採用しているが、異なる基礎率等を設定している加入者の集団で加重平均して1つの標準掛金を設定している場合の取扱い

### ▶ ガイドンスの記載内容

- ▶ 同一の基礎率等を設定している集団ごとで他制度掛金相当額を算定し、標準掛金算定時と同様の比率で**加重平均**することで全体の他制度掛金相当額とすることが考えられる。なお、標準掛金算定時に給与現価の比率で加重平均している場合は、人数現価の比率で加重平均することが考えられる。
- ▶ 千円単位への端数処理は全体の他制度掛金相当額を算定するときのみとし、計算過程においては千円単位への端数処理は行わないことが合理的と考えられる。



# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

1. 加入年齢方式を採用しているが、異なる基礎率等を設定している加入者の集団で加重平均して1つの標準掛金を設定している場合の取扱い

### ▶ ガイドンスにおける例示

- ▶ 男女別に基礎率を設定しており、標準掛金算定時には給与現価の比率で加重平均している場合

基礎数値		標準掛金率		他制度掛金相当額	
男子の標準的な加入者1人当たりの通常予測給付現価	8,640,000	男子の標準掛金率		男子の他制度掛金相当額	
男子の標準的な加入者1人当たりの給与現価	54,000,000	$8,640,000 \div 54,000,000$		$8,640,000 \div 400$	
男子の標準的な加入者1人当たりの人数現価	400	= 16.000%		= 21,600	
男子の標準的な加入者数の見込み	15				
女子の標準的な加入者1人当たりの通常予測給付現価	6,408,000	女子の標準掛金率		女子の他制度掛金相当額	
女子の標準的な加入者1人当たりの給与現価	48,000,000	$6,408,000 \div 48,000,000$		$6,408,000 \div 360$	
女子の標準的な加入者1人当たりの人数現価	360	= 13.350%		= 17,800	
女子の標準的な加入者数の見込み	10				

- ▶ 全体の標準掛金率：  
 $(16.000\% \times 54,000,000 \times 15 + 13.350\% \times 48,000,000 \times 10) \div (54,000,000 \times 15 + 48,000,000 \times 10) = 15.014\%$
- ▶ 全体の他制度掛金相当額：  
 $(21,600 \times 400 \times 15 + 17,800 \times 360 \times 10) \div (400 \times 15 + 360 \times 10) = 20,175$   
→千円単位への端数処理はここで行う。

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 2. 加入時給与の設定方法

#### ▶ 算定省令・算定通知での記載内容

- ▶ 加入年齢方式における標準的な加入者の加入時の給与は
  - ・ 定常状態における給与総額が基準日の給与総額と一致するように見込む方法
  - ・ 昇給指数算定時の「予定新規加入年齢における補正給与」を用いて見込む方法
  - ・ 実績の平均を用いる方法等、適正な年金数理に基づいて見込む（算定通知Q&A No.3）
- ▶ 恣意的な操作を排除する観点から、加入時の給与の設定方法は合理的な理由がある場合を除き、変更することはできない（算定通知Q&A No.4）

#### ▶ ガイドンスの記載内容

- ▶ 標準掛金設定において予定新規加入者給与総額を設定している場合には、当該設定方法と同様の設定方法により算定
- ▶ 標準掛金設定において予定新規加入者給与総額を設定していない場合には、他制度掛金相当額の算定を目的として、加入時給与を設定（具体的にはDBガイドンスを参照して設定）
- ▶ 設定方法を変更するにあたっての「合理的な理由」の例示

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 2. 加入時給与の設定方法

#### ▶ DB実務ガイドンスの記載内容

- ▶ ア) 予定新規加入者給与総額は、予定新規加入者数と同様に、定常状態における加入者の給与総額が将来見込まれる給与総額と一致するなど合理的な方法により見込むことが考えられる。
- ▶ イ) 上記ア)の方法の他、財政の健全性に配慮の上で、予定新規加入者の平均給与額を過去の実績の単純平均、又は昇給指数（予想昇給率）の算定の基礎とした補整給与として見込む方法を用いることも考えられる。

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 3. 閉鎖型総合保険料方式を財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法

#### ▶ ガイドンスの記載内容

- ▶ 算定省令第3条に基づく算定方法（原則的な方法）における将来分の通常予測給付現価の算定方法
  - ▶ ①通常予測給付現価から過去分の通常予測給付現価を控除して算定する方法
  - ▶ ②将来分の通常予測給付現価を直接算定する方法
- ▶ 算定省令第4条に基づく算定方法（簡易的な方法）を採用する場合の考え方

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 3. 閉鎖型総合保険料方式を財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法

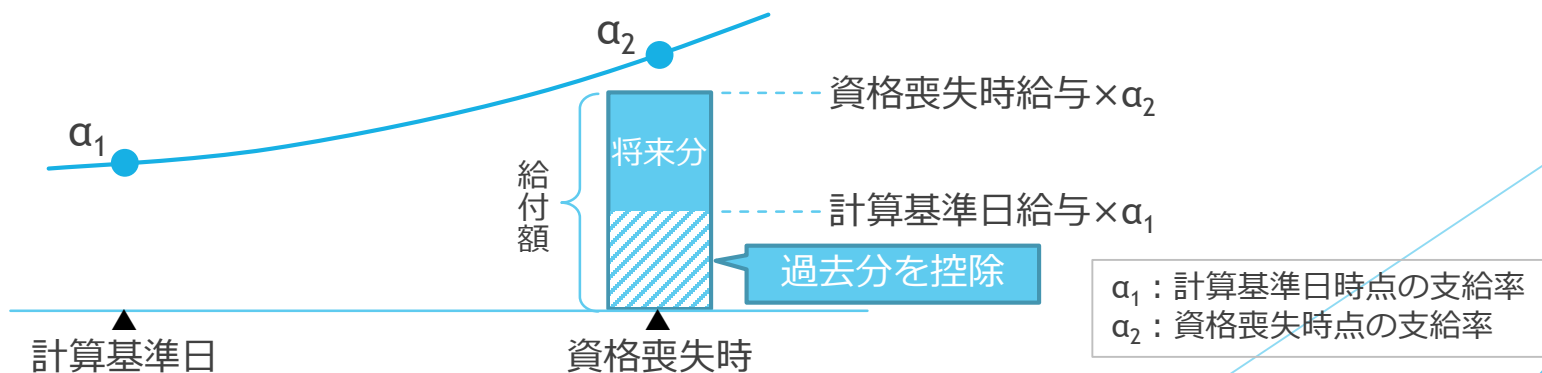
#### ▶ ガイダンスにおける例示

##### ▶ 算定省令第3条に基づく算定方法における将来分の通常予測給付現価の算定方法

###### ▶ ①通常予測給付現価から過去分の通常予測給付現価を控除して算定する方法

〔最終給与比例制の場合の例示〕

過去分の給付額は、「計算基準日時点の給与」に「加入者期間に応じて定めた率」及び「規約で定める数値」を乗じて得た額であるものとし、過去分の通常予測給付現価は、当該給付額の通常予測に基づく予想額の現価であるものとして算定することが考えられる。なお、「加入者期間に応じて定めた率」は計算基準日までの加入者期間に基づくものとし、給付額算定基礎は資格喪失時点のものを適用することが考えられる。



# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 3. 閉鎖型総合保険料方式を財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法

#### ▶ ガイダンスにおける例示

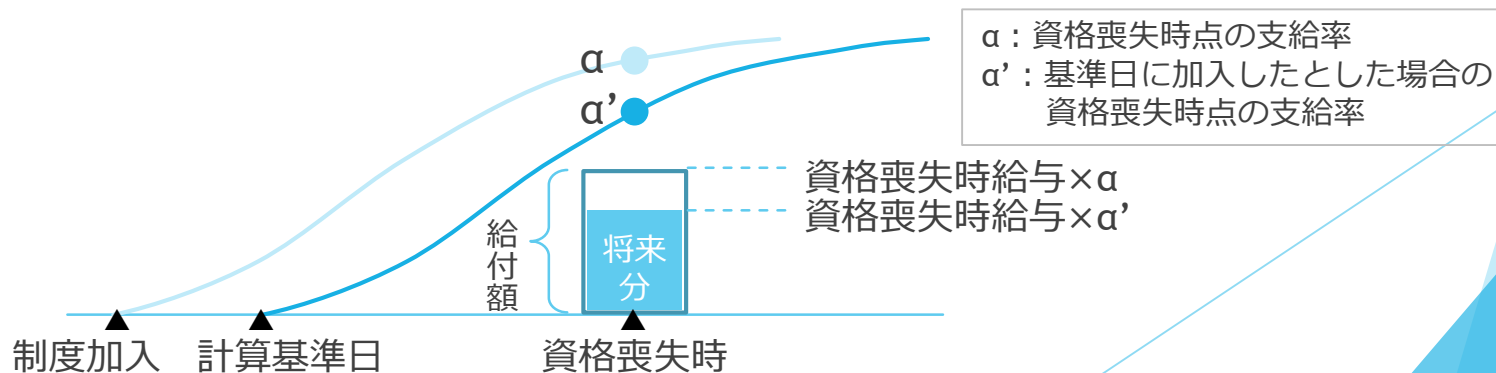
##### ▶ 算定省令第3条に基づく算定方法における将来分の通常予測給付現価の算定方法

##### ▶ ②将来分の通常予測給付現価を直接算定する方法

開放基金方式における将来分の通常予測給付現価の算定方法と同様の算定方法とすることが考えられる。

〔例示〕

財政計算の基準日において制度に加入し、基準日以前の加入者期間を算入しなかった場合の通常予測給付現価とすることが考えられる。（年金又は一時金の受給資格の有無や給付カーブ等に照らして過小な額とならないよう留意する必要があると考えられる。）



# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 3. 閉鎖型総合保険料方式を財政方式としている場合の他制度掛金相当額の算定方法

#### ▶ ガイドンスにおける例示

##### ▶ 算定省令第4条に基づく算定方法（簡易的な方法）を採用する場合の考え方

- ▶ 簡易な基準に基づくDBであって閉鎖型総合保険料方式の場合、算定省令第3条に基づいて算定する場合との整合性を考慮する等の理由から、標準掛金額を将来の給付分に相当する掛金に変換することも考えられる

〔例示〕

財政計算の結果に基づく標準掛金額（月額換算）

加入者数

$$\times \frac{\text{現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価（直近の財政再計算時点）}}{\text{通常予測給付現価から数理上資産額を控除した額（直近の財政再計算時点）}}$$

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 4. 加入者負担掛金がある場合の取扱い

#### ▶ ガイダンスにおける例示

<加入者が負担している給付区分と事業主が負担している給付区分とに分かれている場合>

- ▶ 加入者負担掛金分だけに対応する給付区分であれば、他制度掛金相当額 = 0 とする

<事業主が負担した掛金に対する給付と加入者が負担した掛金に対する給付とが混じった給付区分となっている場合>

- ▶ 全ての加入者が掛金を負担するものとして、算定省令第3条の方法で計算した他制度掛金相当額に (事業主掛金率 / (事業主掛金率 + 加入者掛金率)) を乗じる
- ▶ 全ての加入者が掛金を負担するものとして、算定省令第3条の方法で計算した他制度掛金相当額から、「加入者掛金率 × 給与総額 / 加入者数」を控除する  
→ 掛金負担者・非負担者の間に、加入者掛金元利合計相当の給付格差を設けている制度の場合には合理的と考えられる
- ▶ 事業主掛金率 × 給与総額 / 加入者数とする  
→ 算定省令第4条の方法で他制度掛金相当額を計算している場合には合理的と考えられる



# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 5. 掛金の拠出対象でない加入者の取扱い

#### ▶ ガイドンスの記載内容

- ▶ 掛金の拠出対象でない加入者がいる場合、他制度掛金相当額の算定における人数現価の算定にあたっては、当該加入者を算定対象に含めて算定する方法のほか、当該加入者を除いて算定した人数現価を合理的に補整する方法が考えられる。

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 5. 掛金の拠出対象でない加入者の取扱い

#### ▶ ガイダンスにおける例示

- ▶ 休職等期間中の者であって掛金の拠出を中断する加入者がいる場合（標準掛金算定上、休職等期間中の者を算定対象から除いている場合）

〔例示〕

休職等期間中の者を含めた現在加入者の人数現価

=休職等期間中の者を除いて算定した現在加入者の人数現価

$$\times \frac{\text{休職等期間中の者を含めた現在加入者数}}{\text{休職等期間中の者を除いた現在加入者数}}$$

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 5. 掛金の拠出対象でない加入者の取扱い

#### ▶ ガイダンスにおける例示

- ▶ 一定の年齢以降の加入者期間を給付の額の算定の基礎としていない場合  
(標準掛金算定上、一定の年齢未満の者のみを対象に、一定の年齢までの期間を算定期間としている場合)

〔例示〕 (加入年齢方式の場合の例)

一定の年齢以降の期間も含めた人数現価

=一定の年齢未満の期間までを対象に算定した人数現価

新規加入年齢における平均加入期間

×  $\frac{\text{一定の年齢未満の期間も含めた人数現価}}{\text{新規加入年齢における平均加入期間}}$   
当該一定の年齢を最終年齢とみなしたときの新規加入年齢における平均加入期間

# DC実務ガイドンスの内容

## 第1節 他制度掛金相当額の算定方法

### 6. その他の事項

#### ▶ ガイドンスの記載内容

- ▶ 負の掛金を採用し標準掛金の引下げを行っている場合、当該負の掛金は考慮せずに他制度掛金相当額を算定

(参考) 算定省令第6条では、積立上限額超過時の掛金の控除を行う場合、当該控除がないものとして他制度掛金相当額を算定する旨の規定あり

# DB実務基準の改定内容

## ▶ 前提とする法令の定義

- ▶ 確定給付企業年金法
- ▶ 確定給付企業年金法施行令
- ▶ 確定給付企業年金法施行規則
- ・
- ・
- ・

- ▶ 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令
- ▶ 確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について

(DB実務ガイダンスにも同様に追加)

# DB実務基準の改定内容

## ▶ 4. 専門能力

- ▶ 会員は、本専門業務を依頼されたときは、自己の能力及び経験その他に照らして、それを引き受ける専門能力を有していると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。
- ▶ この専門能力には、最新の確定給付企業年金法令等、それに関連するその他の法令、通知、並びに、本会が公表する「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」の理解が含まれる。

## ▶ 1 3. 報告

- ▶ ①事業主等が行う確定給付企業年金法第 96 条第 1 項に定める給付の設計、掛金の額の計算及び決算にかかる数理計算業務
  - ▶ (略) 「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」及び「確定拠出年金に関する数理実務ガイダンス」において本会が適正な年金数理に基づいていると考えるとされている取扱いから逸脱する取扱いを採用する場合には、その事実及び根拠を報告書に記載する。

# DB実務ガイドンスの改定内容

## 第1節 基礎率

### 1. 基礎率の設定

#### (1) 基本的な考え方

基礎率は、実績および将来の見通しに基づいて定めるものとする。  
掛金計算、債務評価に必要と考えられる基礎率を織り込むこと。

・「もっぱら各確定給付企業年金の実績及び予測（予定利率については積立金の運用収益の長期の予測）に基づき適正かつ合理的に定めるものであり、他制度掛金相当額を調整することを目的として基礎率の設定方法を変更することは認められない。」とされている。（「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&A」番号10より）

# DB実務ガイドンスの改定内容

付録1：確定給付企業年金に関する様式マニュアル  
第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C3- ウの2</p> <p>掛金率算 定表</p>	<p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>他制度掛金相当額</li></ul> <p>算定省令第3条に基づいて算定した場合</p> <p>他制度掛金相当額の算定に用いた通常予測給付現価及び人数現価並びに算定した額を記入する。</p> <p>【加入年齢方式の場合】</p> <p><u>「標準的な加入者に係る通常予測給付現価：〇〇円</u> <u>標準的な加入者に係る人数現価：〇〇円</u> <u>他制度掛金相当額：〇〇円」</u></p> <p>【開放基金方式の場合】</p> <p><u>「現在加入者に係る将来分の通常予測給付現価と将来加入者に係る通常予測給付現価を合算した額：〇〇円</u> <u>現在加入者及び将来加入者に係る人数現価：〇〇円</u> <u>他制度掛金相当額：〇〇円」</u></p> <p>【閉鎖型総合保険料方式の場合】</p> <p><u>「現在加入者に係る将来分の通常予測給付現価：〇〇円</u> <u>現在加入者に係る人数現価：〇〇円</u> <u>他制度掛金相当額：〇〇円」</u></p>	<ul style="list-style-type: none"><li>複数の区分がある場合は、<u>表形式等</u>で記載することも考えられる。</li><li>他制度掛金相当額は<u>月額換算後</u>の金額を記載することとされている。(「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&amp;A」番号5より)</li></ul>
---	--	--

※資料作成の都合上、原文から一部簡素化



# DB実務ガイドランスの改定内容

付録1：確定給付企業年金に関する様式マニュアル  
第1項 様式(「簡易な基準」を除く)

<p>様式C3-ウの2</p> <p>掛金率算定表</p>	<p>算定省令第4条に基づいて算定した場合</p> <p>他制度掛金相当額の算定に用いた標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値並びに算定した額を記入する。</p> <p><u>「計算基準日における財政計算の結果に基づく 標準掛金の総額：〇〇円 計算基準日における加入者数：〇〇人 他制度掛金相当額：〇〇円」</u></p> <p>なお、数理上標準掛金率×平均給与によって他制度掛金相当額を算定した場合は、「計算基準日における数理上標準掛金率：〇〇%、計算基準日における平均給与：〇〇円、他制度掛金相当額：〇〇円」を、定額制度の場合は、「他制度掛金相当額：〇〇円」のみを記入する等他制度掛金相当額の<u>算定根拠がわかるような記載</u>とすることが望ましいと考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・複数の区分がある場合は、<u>表形式等</u>で記載することも考えられる。</li><li>・他制度掛金相当額は<u>月額換算後の金額</u>を記載することとされている。（「確定拠出年金における他制度掛金相当額・共済掛金相当額Q&amp;A」番号5より）</li></ul>
-------------------------------	---	--

※資料作成の都合上、原文から一部簡素化

# DB実務ガイドンスの改定内容

付録1：確定給付企業年金に関する様式マニュアル  
第1項 様式(「簡易な基準」を除く) (リスク分担型企業年金)

<p>様式C3-ウの2</p> <p>掛金率算定表</p>	<p>○リスク分担型企業年金における他制度掛金相当額に関する備考への記入</p> <p>算定省令第3条に基づいて算定した場合 (リスク分担型企業年金)</p> <p><u>算定に用いた調整前給付現価相当額、人数現価および他制度掛金相当額を備考欄に記入する。</u></p> <p>算定省令第4条に基づいて算定した場合 (リスク分担型企業年金)</p> <p><u>算定に用いた規則第46条の3第1項に基づき計算される標準掛金の総額及び加入者数等の基礎数値ならびに他制度掛金相当額を備考欄に記入する。</u></p> <p>なお、規則第46条の3の第1項に基づき計算した標準掛金を変更しない財政再計算においては、<u>標準掛金及び他制度掛金相当額に変更がない旨を記入する。</u></p>	
-------------------------------	---	--

※資料作成の都合上、原文から一部簡素化

ご清聴ありがとうございました。